

令和5年11月15日

国土交通省関東地方整備局

荒川下流河川事務所

ドローンの実飛行による実証実験参加者の決定！

～ 全国初の「河川上空利用ルール」の作成に向けて（第10弾）～

令和5年10月16日付で、荒川下流管内において民間事業者とドローンの実飛行による実証実験の参加者を募集しておりましたが、今般、実証実験の参加者を決定いたしました。

全国初の「河川上空利用ルール」の作成に向け、6団体と連携し、現場実証や意見交換会等を実施してまいります。

■実証実験の目的

荒川下流河川事務所では、河川巡視の高度化を目的にドローンを活用した河川巡視の検討を進めております。

一方、物流分野等の担い手不足等が進行する中で、障害物の少ない河川上空でのドローン物流促進により地域課題の解決等の期待が高まっており、将来的に河川上空において複数のドローンによる飛行が想定されます。

こうした背景から、荒川下流河川事務所では、令和4年度より荒川下流（都市部）における「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成に向けて、民間事業者と連携してドローンの実飛行による実証実験を実施しています。

これまでの実証実験及び意見交換会で出た課題を解決するために、今般決定した実証実験の参加者と現場実証や意見交換会等を実施し、新たな知見を重ねて「河川上空利用ルール」を作成してまいります。

■実証実験の参加者（6団体）の詳細は別紙1をご参照ください。

■全体スケジュール

令和5年12月上旬 意見交換会（令和4年度 of 取組状況やルール案、令和5年度実証実験の取組など）

令和6年1月から2月 実飛行による実証実験

令和6年2月下旬 意見交換会（実証実験報告およびルール案における意見交換など）

令和6年3月以降 「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成（予定）

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 都庁記者クラブ 神奈川建設記者会 川口市記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 荒川下流河川事務所

電話：03-3902-2311（代表）

メールアドレス：ktr-arage-press@ki.mlit.go.jp

副所長 渡辺 健一（わたなべ けんいち） 管理課長 高橋 正樹（たかはし まさき）



河川上空を活用したドローン利用の更なる活性化に向けた実証実験
参加者一覧

令和5年11月15日

参加主体名
エアロセンス株式会社 日本無線株式会社 KDDI スマートドローン株式会社
株式会社 e ロボティクス茨城 一般社団法人環境ロボティクス協会
株式会社アイ・ディー・エー
株式会社ロジクトロン 合同会社SORABOT
日本化薬株式会社 株式会社 GOFLY
西武建設株式会社 株式会社ミラテクドローン

【荒川下流部におけるドローンの飛行の現状】

ODID地区（人口集中地区）となっているので、ドローンの飛行にあたっては航空法の許可が必要

○沿川自治体の条例等でドローンの飛行禁止（管理者の確認を受けている場合は除く）

○荒川下流河川敷利用ルールでは、河川利用者の安全確保のため指定場所を除きドローンの飛行は禁止（管理者の確認を受けている場合は除く）

【今後の河川上空を活用したドローン利用への期待】

○物流分野等の担い手不足等が進行する中で、障害物の少ない河川上空でのドローン物流促進により地域課題の解決等の期待

○事務所ではドローンを活用した河川巡視の検討を進めているところであり、今後、複数のドローンが河川上空を飛行することが想定

→ R4年度より「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成に向けて、ドローンの実飛行による実証実験を実施中

将来を見据え検討

【国土交通本省の取組】

OR4-5取組

ドローン物流業者による実証実験（R4全国18か所で実施）により得られた活用メリットや課題等をマニュアルとして整理。

○実証実験からとりまとめた今後の課題例

- ・複数機が同時に飛行可能な航路設定
- ・航行に必要な施設（離発着ポートや電源供給施設等）
- ・航行に必要な手続きや河川上空利用ルールの整理

参考：国土交通省HP

令和6年度 水管理・国土保全局予算概算要求（令和5年8月）P32

【荒川下流河川事務所の取組】

<ドローン物流・ドローン巡視>

○荒川下流部（都市部）においてドローンの実飛行による実証実験に協力頂ける民間事業者を募集

○実飛行による実証実験の実施（R6年1月～2月下旬予定）

※左記の「実証実験からとりまとめた今後の課題例」について検討

○「荒川下流河川上空利用ルール（案）」の作成（R6年3月以降予定）

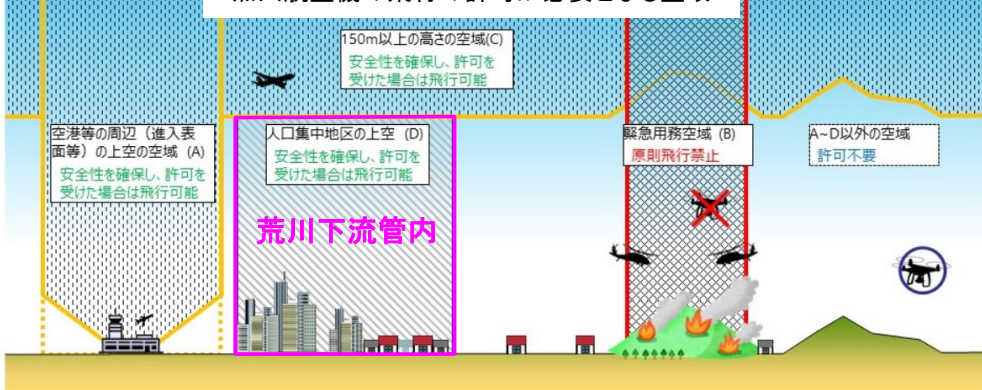
○「荒川下流河川敷利用ルール検討部会」で議論（R6年3月以降予定）

参考：荒川下流河川事務所HP（R4年度の取組）

記者発表資料 荒川下流河川事務所

連携

無人航空機の飛行の許可が必要となる空域



荒川下流部の土地利用状況



<荒川下流部の特徴>

- 年間利用者数約1,500万人
- 高水敷を自治体等が占有している割合が約8割
- 橋梁や鉄道などの横断工作物が多く存在

※緑着色部分は占有許可範囲

(A) (B) (C) … 航空機の航行の安全に影響をおよぼすおそれがある空域（法132条第1項第1号）

(D) … 人または家屋の密集している地域の上空（法132条第1項第2号）

※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区（DID）上空の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。（令和3年6月1日施行）
出所：国土省HP